

第91回 埼玉県環境影響評価技術審議会

平成29年1月31日（火）

午前10時00分 開会

○司会（森田） 皆様、おはようございます。大変お待たせいたしました。

まだお一人出席予定の金子委員がお見えになっておりませんが、定刻でございますので、これから埼玉県環境影響評価技術審議会を開会させていただきます。

本日の司会進行を務めさせていただきます環境政策課副課長の森田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

ここからは座って進行させていただきます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日の次第に資料の一覧の記載がございます。（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺土地地区画整理事業の準備書、本編、概要版、資料版と3冊のほか、ここに配付資料ということで次第等々ございますが、一番最後の技術指針の手引までですね、15点ございます。申しわけございません、資料の御確認をお願いいいたします。

また、進行中に会議資料の不足等がわかりましたら、事務局に御連絡をお願いいいたします。

〔資料の不足者あり〕

申しわけございませんでした。ほかの方はよろしいでしょうか。

それでは、ただいまから審議会を開会させていただきます。

本日御出席いただいている委員、出席者の名簿のとおりでございますが、先ほど申しましたように金子委員がちょっとまだ遅れています。欠席者でございますが、秋田委員、加藤委員、川合委員、鈴木委員となっております。

ここで、新たに選任いたします委員を御紹介させていただきます。高田委員でございますが、昨年12月で一身上の都合により辞任をされております。後任といたしまして、東京農工大学の講師の井上真紀様に就任いただくこととなりました。

それでは、井上真紀様でございますが、一言御挨拶をお願いいいたします。

○井上真紀委員 東京農工大学の井上と申します。ちょっと途中からの参加になってしまいうんですけども、どうぞよろしくお願いいいたします。

○司会（森田） よろしくお願いいいたします。

本日の会議についてでございますが、委員総数18名のうち13人の御出席をいただいておりますので、埼玉県環境影響評価技術審議会規則第6条第2項の規定により、本会が成立していることをここに御報告をさせていただきます。

それでは、埼玉県環境影響評価技術審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、議事の進行を山本会長にお願いいいたしたいと存じます。

山本会長、よろしくお願いいいたします。

○山本会長 はい、承知しました。

委嘱状はよろしいんですか、その辺は済んでいらっしゃるでしょうか。

○司会（森田） はい。

○山本会長 わかりました。

それでは、これから本日の議事に入りますけれども、会場の公開について事務局から説明をしてください。

○事務局（大石） 本日の審議会に2名の傍聴希望者が来ております。審議会規則第8条では、審議会は公開することとしておりますが、出席委員の3分の2以上の議決で非公開とすることができます。

○山本会長 審議会は原則公開ということになっておりますが、公開でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山本会長 ありがとうございます。

それでは、傍聴希望者を入場させてください。

〔傍聴者入室〕

○山本会長 では、まず傍聴の皆さんに注意事項を申し上げますが、審議会の傍聴に当たりましては静粛に傍聴し、議事の妨害をしないようお願いいたします。また、傍聴の皆さんは意見の陳述、質問、印刷物の配付はできませんので、あらかじめお断り申し上げます。

さらに、この審議会の議事を乱したり、不当な言動をされたりする方には退室をしていただきます。なお、会場内での飲食、喫煙、写真撮影、録画録音等は御遠慮いただきたいと思います。

それでは、次に本日の会議の議事録の署名についてですけれども、審議会規則第9条第2項によりまして、議事録には議長のほか出席委員のうちから2人の委員が署名捺印、押印しなければならないこととなっております。

そこで、池本委員と井上智美委員をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔池本委員、井上智美委員了解〕

はい、ありがとうございます。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。今日は、議事として2つ大きなものがございまして、前半の準備書に関する諮問、答申については大体11時半ぐらいをめどに終わりたいと思います。そのほか、今度、指針等の見直しというのがございますけれども、これについては11時半以降、12時までの間で審議したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、最初に議事の1、諮問事項、（仮称）越谷都市計画事業吉川美南周辺地域土地区画整理事業環境影響評価準備書についてに入りますが、本日は小委員会の委員でなかった方々にも御出席いただいておりますので、都市計画決定権者に準備書の内容を改めて説明していただきたいと思っております。

では、当該事業の都市計画決定権者を入場させてください。

〔都市計画決定権者入室〕

○山本会長 それでは、準備がもしよろしければ、準備書の内容につきまして御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○吉川市（持齋） 吉川市の都市計画課でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

説明の前に、こちらの職員の紹介をさせていただきたいと思います。

まずは私、都市計画課長の持齋でございます。よろしくお願いいたします。

それから、主幹の荒川でございます。

○吉川市（荒川） 荒川です。よろしくお願いいたします。

○吉川市（持齋） 副主幹の堀江でございます。

○吉川市（堀江） 堀江です。よろしくお願いいたします。

○吉川市（持齋） それから、主任の千葉でございます。

○吉川市（千葉） 千葉です。よろしくお願いいたします。

○吉川市（持齋） それから、今回の準備書作成の協力企業でございます三井共同コンサルタントの職員の皆さんでございます。

それでは、準備書の内容について担当者より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○吉川市（千葉） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。お手元には、本日配付をさせていただきました美南駅周辺地域の環境影響評価準備書のあらまし、こちらのほうをカラー刷りのものを御用意いただきたいと思います。

恐縮ですが、座って失礼いたします。

申しわけございません、スライドのほうなんです、補足的に説明の後半で使わせていただくのみになりますので、基本的に書面のほうを御覧いただければと思います。恐縮です。

まず、このあらましの1ページ目から説明をさせていただきます。

このページには、今回の事業計画の位置図、また事業のスケジュールについて記載をさせていただきました。

まず、計画地でございますが、JR武蔵野線吉川美南駅の東口側に位置してございます。

この地域は、市の都市計画マスタープランにおきまして、教育、文化等の様々な都市機能の集積を図る複合新拠点としての整備を目指しております。今回の土地区画整理事業は、正にこの複合新拠点の実現に向けた事業となっております。

続きまして、このページの後半にございます事業のスケジュールでございます。ただいま事業化に向けた諸手続のほうを進めておりまして、平成29年度、本年の早期に事業化を目指しているところでございます。事業期間のほうは全体で10年間、これは事業認可後10年間となりますので、平成29年度の早期に事業化を目指す我々としては、事業期間を平成29年から平成38年までの10年間というところで考えております。

続きまして、2ページ目のほうに進みたいと思います。

こちらには、本地区で計画をしております土地利用の計画と詳細な工事の計画を載せております。

まず、上の段を御覧いただきたいと思います。

それぞれの色で分けまして、商業ゾーン、産業ゾーンという形で表示をさせていただきました。ピンク色のゾーンが、こちらが駅前、東口に降り立ったすぐ駅前の場所になりまして、ここは商業施設あるいはオフィス等の業務施設を誘致するゾーンになっております。駅前から茶色い幹線道路、少し

不整形に見えるかもしれませんが、幹線道路を使って、この図でいきますと、右上のほうに紫色のゾーンとして産業ゾーン、こちらは既存の工場もございますが、今後製造業等の立地を想定した地域となっております。茶色い幹線道路のわきには、明るい黄色で沿道サービス系の施設の立地が可能としたゾーンとしておりまして、御覧いただいたとおりこの地域の土地利用の大半を占めるクリーム色の部分については住宅地を計画しております。緑色は公園、緑地、そしてこの地区の中には準用河川でございます上第二大場川というものが流れておりますので、その右岸側、左岸側にそれぞれ調整池を配置するものでございます。

なお、進出予定企業は現在のところ未定でございますが、小売業や飲食サービス業、それから先ほど申し上げました製造業等を想定してございます。

次に、工事の計画でございます。

平成29年度の早期に事業化をした後、29年度の下半期からは土工事等の工事に着手をしたいと考えております。また、平成34年ごろからは進出予定企業に売る建築工事も行われる予定として考えております。

続きまして、3ページ目に移ります。

このページでは、本地区のまちづくりのコンセプトを記載させていただきました。単独でこの地区を単純に開発するというのではなく、市民全体にとっての庭としてこの地区の整備を図っていきたいというものをコンセプトとして具現化したものでございます。

なお、冒頭にお話しし忘れてましたが、この土地区画整理事業は私ども吉川市が施行者となります。組合区画整理や民間による事業ではございません。

それでは、この先につきましては、環境影響評価の基本方針等、準備書の中身について具体的に三井共同建設コンサルタントさんのほうから説明させていただきます。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） 続きまして、4ページから説明させていただきます。

まず、環境影響評価の報告でございます。こちらにつきましては、埼玉県環境影響評価技術指針で示します工業団地流通業務施設の関連表に準拠しまして、4ページの表に示す全部で15項目につきまして選定し、予測、評価を実施しております。

続きまして5ページを御覧いただきたいと思いますが、調査、予測及び評価の結果の概要を表で整理しております。こちら評価結果のうち、幾つかで環境保全措置等を計画しております。

まず、対策等が考えられておりますのが、騒音の建設機械の稼働時、こちらにつきましては対策として2メートルの遮音壁の設置が必要という予測結果になりまして、こちらの対策を実施することにより、環境基準等との整合を図っていくという方針でございます。

それから、同じく騒音の自動車交通の発生に関しまして、計画地内の1地点において基準を超えるというふうに予測されております。そのため、供用後、実態に応じて対策を講ずるということで基準との整合性を図っていくという方針でございます。こちらにつきましては、事後調査もあわせて実施するというふうに計画しております。

それから、地盤につきまして圧密の沈下の終了に100ヶ月程度かかるというふうに予測がされまして、こちらに関しましては圧密促進工法あるいは変形抑制工法等の実施によりまして、基準との整合

を図っていくというふうで考えております。こちらに関しましても、工事中のモニタリングを実施していくという方針でございます。

それから、動物、植物生態系として面開発ということで大きな改変となりますので、こちらに関しましても環境保全措置等を実施することで、実行可能な範囲で基準との整合を図るという方針になっております。

6ページからは、具体的な細かい予測結果がありますが、こちらに関しましてはちょっと割愛させていただいて、環境保全措置のほうを中心に説明させていただきます。

8ページ、9ページに環境保全措置に関して書いてあります。9ページのほうにありますように、先ほどこちらで注目されているのはキタミソウという希少種、それからタヌキとかといった動物に関して環境保全措置をこちらに示しております。

まず、キタミソウに関しましては、現況の生育地が農業用水路ということで、計画着手後に農業用水路のつけかえが予定されている計画地の北側の地点、キタミソウの生育環境を創出する8号緑地と書いてあるところですが、こちらに生育地を創出して保全措置を図っていくという方針で考えております。

それから、同じく計画地の2号調整池、この図の9ページの図でいきますと、真ん中のあたりの上第二大場川に沿った調整池のところに湿性環境の創出地をつくるというふうな計画でございます。

それから、こちらの武蔵野線沿いのほうと、あと上第二大場川沿いのほうにタヌキの移動経路ということで、そういった配慮をこちらでしていくというような計画になっています。

こちらに関しては、補足資料のほうで簡単に説明させていただきますが、まずキタミソウの環境保全措置につきまして現況で考えています場所がこちらの図にありますとおりでありますが、こちらの横にあるのがつけかえがされます水路になります。農業水路から水を引き込みまして、こちらの緑地となっている範囲に夏の間、灌漑期の間は水面下になるような状況にしまして、非灌漑期になりましたら農業水路でございますので、水が下がってこちらにキタミソウが出てくるというようなことを考えております。

こちらの参考としているのは、埼玉県環境科学国際センターのほうにあります外周の農業水路でございますが、[スライドを投影]このように、これは11月ぐらいに撮影したものなんですが、水路の隣にこういった微地形といいますか、緩傾斜の場所がありまして、こちらにキタミソウが群生する、こういった事例をもとに保全措置を創出していくというふうな考えでございます。

それから、もう一つ課題としまして、現況の生育地を新しい8号緑地のほうに創出するまでに時間がありますので、仮移植ということでいくつか考えております。現況の計画地以外の生育地のほうに移植するというのも1つ考えているんですが、なかなかその生育環境が厳しいといいますか、条件がなかなかそろわないと生育に非常にうまくいかないときがあるということで、1つの方策としてプランターによる維持管理ということもひとつ考えていきたいというふうに思っています。[スライドを投影]これは埼玉県環境科学国際センターのほうで保全している例でございます。人工的に多少水をかけることによって維持しているというようなことですので、そちらのほうがある意味安定した管理がしばらくはできるのではないかと、安全策として1つ考えております。

それから、御質問の意見のほうに幾つかありましたタヌキの移動経路につきましては、こちらの上のほうに青い丸があるんですが、そちらに区画道路と交差するところがございます。こちらに関しましては、河道のほうに犬走りのようなスペースを、河道のわき両端のほうに犬走りのようなスペースをつくりまして、橋の下をくぐって移動できるような工夫をしていくというような考え方で、タヌキがこの地区に入ってきたときに抜けられるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、これは資料の1-2のほうで第1回の小委員会における質問、意見の、2枚目の質問の9のほうでちょっと訂正といいますか、9番目の山本委員からの質問、意見に対しまして、前回の資料では寝室等の許容値で整合は63ヘルツで云々という回答をこちらで示しているんですが、その後ちょっと改めて検討し直しまして、御意見にありましたISOの7196に基づくG特性の評価で対応していくというふうな形で考えておりますので、そちらに関してはこちらの方法でやるということで訂正させていただきたいというふうに考えております。

以上で環境影響評価のほうのスライド、説明を終わらせていただきます。

○山本会長 それでは、小委員会のほうはいろいろ説明を聞いておりますけれども、小委員会の委員でなかった先生方にも今日はちょっと準備書の内容について御紹介してもらっています。

ここから少し準備書の内容、あるいは環境保全措置等につきまして、何か御質問あるいは御意見ございましたら、お願いしたいと思います。時間30分ぐらい使えますので、たっぷりとゆっくり議論していただければと思います。既に意見照会も出しておりますけれども、その確認ということでも結構でございます。どこからでも結構ですので、挙手していただければと思います。

はい、国松副会長、どうぞ。

○国松副会長 工程についての確認です。この資料、今説明された1ページ目と2ページ目に事業のスケジュールというのと工事工程表というのがあります。建築工事は平成34年からスタートで、供用開始については、1ページ目のほうに35年から破線が引かれています。事業スケジュール、工事工程表と建築工事の整合はどのようになっていますか。

○山本会長 事業者の方。土地区画整理事業の工事工程と、それから進出企業ごとの建築工事、その整合はとらなくてもいいのかという質問です。

○吉川市（千葉） まず、建築工事は上物の建物の工事になりますので、その前年に土地の供用を開始すると。それから建物の工事に入るということで、これは1年ずれています。

○国松副会長 1ページ目はそうですけれども、2ページ目のところは、これは工事工程表だから、ずれていていいということですね。供用開始とは違うということで見ればいいですか。

○吉川市（千葉） 供用開始後に建物の建築工事を始めるということですが。

2ページ目のほうは、あくまでも工事のスケジュールということですか。

○山本会長 ほかに。本日キタミソウとタヌキ、オオタカもちょっと話題になっておりますが。

○石田委員 動物の名前が出ましたので、鳥などを担当している石田です。オオタカが話題になったというのは、何か採食場所として使っている場所があったという情報なんですか。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） オオタカは確認はされておるんですが……

○石田委員 見えたということですね。

一般論として、もう毎回言わせていただいているんですけども、吉川市全体の自然の環境保全とか、そういうものと結びつけてスケールの中でどうするかなんですよ。多分、多少えさ場とか、採食場とかが持っているのかわかりませんが、両生類とかは普通種なんで話題になっていませんけれども、そういったものはかかわってくると思うので。

あと、私がちょっとどのくらい議論されたか気になっているのは、キタミソウ、例えばプランターとかですね、絶滅危惧種の植物ってよく人の庭では生き残っているけれども、野生絶滅というのが日本ではたくさんあるんですね。そういう観点からいうと、補完することも県全体というか、そういった観点からこの位置づけがどうだとか、そういったことも専門の方に伺ってちょっと書いていただいて、その上でこれで十分ですよみたいな説明があると、ちょっと納得しやすい面はあるかと思います。ちょっとあえて言えばですけども。以上です。

○山本会長 よろしいでしょうか。

ほか、はい。

○藤野委員 ちょっとこの全体会で初めてお世話になります藤野と申します。

キタミソウに関連することで、キタミソウそのものは私そんなに詳しくないんですけども、この地域が物すごく今温暖化が進んでいるということ、それからやっぱり都市をつくるとうしても排水温が高いということで、このキタミソウに適した水温がどのくらいであるとか、そういった日射のことは説明されましたけれども、やっぱり水温とか水質のあたり、そこは押さえておくべきじゃないかなと感じております。そのあたり、もし既に情報がありましたら、よろしくお願いします。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） キタミソウに関しましては、幾つかの文献等でそういった水分とか水温といった条件でいろいろ研究されているものがあるということで、そちらも参考にしていきたいと思っているところです。それから、昨年、27年から現地の環境とか周辺の同じような水路、移植できるような場所、環境がないかどうかといったことで何カ所を候補地として夏場を含めて水温あるいは水深の状況を調査してきております。やはりその中で、わかってきたということが幾つか先生の御意見にもあったんですけども、年によって変動が非常にあるということと、その条件にぴったり合うとすごい繁茂したりするんですが、合わないところは移植してもそんなに数が増えないとか、そういった形で非常にそのあたりが課題になっていくというふうに考えております。

スケジュール的には、まず、生育地のところが造成されてしまうと、そこがまず失われてしまって、新しく創出していくところができるまでの間、そういった形で一時的に周辺の他の水路のところ確保して移すのと、先ほどスライドで説明させていただいたプランターみたいな形で、しばらく生育地が整うまで試行錯誤しながら維持管理をしっかりしていきたいというふうには考えております。

○山本会長 では、畠瀬委員。

○畠瀬委員 植物専門です。キタミソウの移植ですとか、希少植物の移植について、基本的には不確実性がすごく高い計画だと考えています。何が起こって失敗するかわからないというところは踏まえた評価になっているのかなど。質問への回答では、不確実性を踏まえて代替の場所も検討をするですとか事後調査をするということを回答ではいただいているんですけども、ダイジェスト、あらましのほうを見ますと、影響の低減を図る方針ですというふうに書かれていてですね、きちんと不確実性

がかなり高い計画であるということに対応していただけるのかなということをちょっと心配いたしました。

湿地を移植する場合ですね、ベストは基本的には即座に移植することだと思うんですよ。ただ、今回の計画ではこれからできなくて、一時的にプランターみたいな形で保存せざるを得ないと、そこにも多分不確実性があると思います。その場合には、特にキタミソウ、もとの個体数について移植するのではなくて、保存している間に何倍にも増やした上で大量に移植する必要がある。全滅するということが十分にあり得ますので、やはりすごく不確実性が高い、成功するかどうかわからない措置をしているということは踏まえた上で計画は立てていただきたいというふうに感じております。

○山本会長 事業者のほうから何かコメントはございますか。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） それに関しましては、やはりしっかりこれから、現在も生育地のほうで調査したりしておりますので、そのあたりのデータとか、あと維持管理のあり方も含めて計画立てて、評価書のほうでもしっかりその不確実性に関することもしっかり書いて対応していきたいというふうには思っております。

○畠瀬委員 新しい環境を創出した場合によく起こるのは外来種の大繁殖です。こういう環境で一番生えそうなのは、何かオオオナモミが一面に広がるとかいうのがよく起こりそうで、それによって移植したキタミソウが全滅するというようなことだって割とありそうな事態なので、いろいろ備えておかれたほうがいいのかというふうに感じております。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） そのあたりは、やはり専門家の方の意見踏まえて進めていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○山本会長 井上智美先生は何か質問ありますか。

○井上智美委員 井上です。

湿地植物を専門にしているんですけれども、今畠瀬委員のほうからお話があったとおり、非常にリスクはいろんなところにあるなというふうに私も感じています。私もよく移植をしたり、研究のために栽培をしたりとか増やしたりとかはしますけれども、思いもよらないことが常に起こりますので、幅があるということをしっかり考えた上で、こういう環境が好きなんだという思い込みが多分一番危ないんじゃないかなと私自身が思っています。本当に思いもよらないところで実は成功したりとかするということがありますので、できるだけ幅を持った環境を用意して移植をされるということができるとなのかなというふうに考えています。これはあくまで私からのサジェスションですけども、でもすごく難しいことだということは考えておられたほうがいいんじゃないかなと思います。

○山本会長 ありがとうございます。事業者からは何かありますか。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） 今の御意見踏まえて慎重にやっていきたいというふうに考えておりますので。

○石田委員 最初に畠瀬委員からも御意見にありましたようなことです。要するにここは市民の庭というお話いただきました。今までは田んぼで、非常に限られた方だけが管理して使っていた環境なので、同じには絶対にならないので、それは仕方がないんですけれども、いろんな方が入ってくると一番変わるの生物の世界ではやっぱり外来種なんですね。それで、ペットを池に放してしまうとか、



カメとか魚とか、そういうことも含めてむしろ市の方にその管理とかルールとかマナーの問題をきちんと。事前にどういうものがあって、それをなるべく保存したいんだよということを市民に伝えて、それによってそういうものを持ち込んだりとか放したりとかということはやめましょうというような、そういうものが生態系の情報とか景観の情報からプログラムとして出てくるんですよね。そこからこういう庭を中心にして、まち全体の自然環境の管理とかに波及していきますので、そういったことをちょっと考えていただきたいなど、それがキタミソウの絶滅にもつながる可能性もたくさんあるということなんですね。今は、キタミソウも分散してこう細い水路の中に広くあると思うんですけども、そこを1カ所にまとめてしまうと、1カ所だけだとやはり壊れてしまうといったことはあり得るので、特に外来種のそういう影響、種間競争ということが大事になると思います。

それで、私はクマとかも捕まえたので、一応タヌキの話をする。タヌキは多分、そんなに心配してなくてもいいと思うんですね。交通事故とか、多分轢かれたりとか出てくると思うので、いるものが引き続き棲み続けてくれるように手当すれば、絶滅危惧種というわけでもないし、場合によってはちょっと外来種と、アライグマとの競争とか、そういうこともありますけれども。むしろ環境教育とか、地元の自然に対する、一緒に棲んでいる動物たちに対するスタンスをここでどういうふうに位置づけて、教育とかそういうことに結びついていくかというような考え方のほうが大事だと思います。現状をまず把握して、ため糞とか書いてありますので、その上でそんなに変わらない程度に一緒に暮らしましょうというような話だと思いますね。

○山本会長 ありがとうございます。

哺乳動物はもう大丈夫ですか、はい。

○松橋委員 専門は交通なんですけれども、動物の移動もついでにコメントさせていただければと思います。

今回、例えばこの9ページ目の図のほうで見ますと、ロードキルが心配な場所として川沿いを移動したときに道路、橋の下を犬橋でもって回避できるということではあるんですが、もう一つ一番南側のほうで矢印がついているところで、道を渡るか渡らないかという話をいろいろ議論を小委員会のほうではしていました。そのときには東側のほうから地区内に入ってきたものは北のほうに向けて移動できるようにしようと、そういう御説明なんですけれども、例えば北のほうから来たものがどこかへ行こうとしたときに今は矢印がついているんですが、実際は気をつけて道を渡ってくださいという状態になっていて、特段の措置はされていないという御説明の状態に今はなっているかなと思います。そのことの確認をお願いします。

○吉川市（千葉） まず、基本的なスタンスとして、この地区にタヌキを誘導したいがために、こういった対策をとったものではないということをおまづ御理解いただきたいと思っております。

確かに、三郷市側、この地図でいうと下側ですね、南側のほうにタヌキのねぐららしきものがあるということは発見されたんですが、今般の線路沿いに緑地を設けたりだとか、その緑地を通過して上第二大場川、さらにその北に行くというルートについては、タヌキに是非おいでくださいと誘導するための対策ではありませんので、万が一この地区に入ってきたタヌキがいた場合に、上第二大場川のほうに逃がすという形で想定したものです。

小委員会の質疑の中でもございましたが、実際にもう準備書の中にも矢印が双方向、北と南に向かっているものが準備書の中にも記載されておりますけれども、委員会での議論を踏まえまして、この矢印の表記自体を訂正させていただくということをお答えさせていただいたかと思えます。評価書のほうでは、そういった形で委員の皆さんからいただいた御意見を反映させていきたいと思えますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○山本会長 あと生態系関係で何かございますか、御意見、御質問、よろしいでしょうか。

あと、土壌であるとか地盤についても、いろいろ議論があったようですけれども、桑野先生のほうは何か御質問ございますか。

○桑野委員 圧密促進とか、あるいは側方流動対策を考えておられるということですが、どういう対策を考えておられるのかなということと。

あと、ちょっとそういえばと思って、道路騒音のところに話飛んじゃうんですが、対策というのは具体的にこういう道路でどういう対策がとられるのでしょうか。

○吉川市（千葉） まず、圧密促進の関係からお答えさせていただきます。

まず、100カ月というスパンについては何も対策を講じない場合であって、その期間をできるだけ短くするためにサーチャージ工法を用います。これによって、100カ月といていたものがかなり短くなります。加えて、これからさらにボーリング調査の地点だとかを追加をしていって、詳細に調査をしていった結果、ドレーン工法だとか、そういったものも採用せざるを得ない場所については、そういったものを採用して水分を抜いてですね、この10年間という期間の中でおさまるような形で進めていきたいと思っています。

まずは、その詳細な調査をやってみて、その中で適した工法というのを選定していきたいと考えております。

○山本会長 よろしいですか。

○桑野委員 サーチャージだけじゃ圧密は促進されないんじゃないでしょうか。圧密期間を短縮を図るのであれば、排水が必要なのではないかなと思いますけれどもね。

○吉川市（千葉） 委員仰せのとおり、この地区は水田地帯でございますので、軟弱地盤ということはおもう既にわかっていることとなります。基本的な工法として、まずサーチャージを挙げさせていただきますけれども、実際にはそのほかの工法も使わざるを得ないのかと考えております。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） 騒音に関しましては、計算で基準を超えたのが計画地内の区画道路ということでございまして、いわゆる一般道でありますので、騒音の対策としては低騒音舗装、排水性舗装での対策が可能というか、対策方法の1つとして考えております。

実際のところは、計画地内の道路、計画上どれくらい今のところ想定のある交通量があるんですが、事業の進捗によってどのように変わってくるか、まだそのあたりは実態はわからないところでございまして、事後、供用されてから交通量の調査等をして実態把握した上で具体的な対策のほうは必要性を含めて検討していきたいというふうには考えております。

○山本会長 環境保全措置としては排水性舗装というのがあるので、実態を調査しながら、それを対策していくと、そういうことでよろしいですか。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） はい、そのとおりです。

○山本会長 土壌関係で、村田委員はいかがでしょうか、もしございましたら。

○村田委員 国立環境研究所の村田と申します。

景観の中では非常に庭とか緑というイメージが全面に感じられるんですけども、実際にこの計画区域がどの程度被覆されるのでしょうか。空中写真で見ると、全面的に水田ですね、これが都市計画進んで被覆がどの程度されるかによって、例えば今まで雨は地面が吸っていたものが地面が吸わなくなると気温が上がってしまうとか、そういったことというのは何か予測されているのでしょうか。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） まず、どの程度被覆されるかということで、盛土の厚さはおおむね1メートルぐらいの盛土になるということがございます。当然、今まで水田のような状況であったところが覆われてしまいますので、そういったヒートアイランドといいますか、都市環境としていけない環境になるので、気温の上昇等多少はあるとは思いますが、そちらに関しての予測評価というのはちょっと具体的にはしておりません。

○山本会長 村田委員、よろしいでしょうか。

それでは、次に大気環境関係と騒音・振動と大気質、何か御意見、御質問ございますか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 質問、意見のほうでも出させていただいたのですが、短期平均濃度の予測は現地調査の最多風向を用いて行っているわけですが、前段で気象調査は4季各7日の測定なので近傍のアメダスと比較して東越谷測定局の結果が近いという検討を行っています。それを受けて年間の風況は東越谷測定局をもとに検討するのだと受け取ったわけですが、予測のときには現地調査の最多風向を用いているということで、これで果たして地域の代表性をあらわしているのかなというのが疑問に思っていて、このような質問をさせていただきました。恐らくロジックとしては、現地調査で年に4回現地調査を行って、それで一番近い東越谷の測定局の同じ時期の風向、風速と比較して近いだろうというふうに結論づけたというのであれば、地域の風向、風速の年間の代表性というのは東越谷測定局のものを用いるべきじゃないかなというふうに考えるんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） 短期の予測で用いた気象条件でございますが、長期濃度のほうの予測に関しましては御指摘の東越谷測定局の気象データのほうを使っておるんですが、短期に関しましてはやはり、まず現地測定データと東越谷の測定局のデータに関しては相関性があるというふうに判断しましたので、現地のほうのデータのほうを短期に関しては用いたほうが、より実態に合っているというふうに判断して短期濃度に関しては現地のデータを使ったというところでございます。

○池本委員 やはり流れとして納得できないんですけども、長期は東越谷でいいのに、何で短期だと東越谷じゃいけないのかというのは、今の御説明では納得できないんですけども、

やはりその1週間の測定したのが、たまたま年間の代表性のあるものを出しているかもしれないですけども、出していない可能性もありますよね。そういう場合はどのように解釈したらいいのでしょうか。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） 短期に関しては、まず短期濃度の計算に関しましては、

風速1メートル、大気安定度Aというような設定はしましたので、こちらに関してはと申しますか、あえて東越谷の測定局のデータで長期濃度と同じように、長期濃度の場合はこの年間の風速頻度とか風向頻度で計算することになるんですが、短期になりますので、1つの風向しか計算しないということなんで、最多風向、こちらの現地のほうがより実態に合っているというような判断で現地のほうのデータを使っております。

○池本委員 同じ説明なんで、納得できないままなんですけれども、例えば、せめて東越谷の風向・風速を考慮して、もう1個予測条件を増やしていただくとか、追加でしたらいいのかなと感じるんですけれども、やはりデータ数が全然違うと思うんですよね、1時間値にしたら年間今8,000以上のデータありますから。いかがでしょうか。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） では、東越谷の方の気象条件とこちらの現地の年間4回でございますが、そちらのデータと比較してちょっと検証といいますか、どちらを使うべきか、もう一度検討して内容のほうに反映させていきたいという答えで。

○池本委員 そうするとですね、恐らく前段で相関性があるといったロジックが崩れちゃうと思うんですね、そこを見直すとなると。見直すというのは必要かもしれないですけれども、やはり報告書の流れがあると思いますので、その流れの中で納得のいくような書き方をさせていただいたほうがいいのかというふうに思います。

○山本会長 ちょっとこの件、少し時間を、余裕がございますので、少し考えておいてください。今の御意見と、それから事業者の見解のほうが少しうまくいっていないと思いますので、少し時間を、今日の間ですけれどもね、時間をとりたいと思います。

あと、大気環境では松橋委員長のほうは何か、特にございませんか。

じゃ、振動の国松委員は。

○国松副会長 私のほうでコメント、意見ということで幾つか振動関係で。意見書のほうですかね、資料1-2ですけれども、そこで幾つか振動関係質問事項ということで書かせていただきましたが、振動レベルの算出の仕方ですね、そのところが振動の振動レベルの時間的な性状によって算出の仕方というのが異なるということが規定されていますが、そのところが環境アセスの場合にはL10を10%の、ごめんなさい、時間率10%ですね、L10という統計量、これを出すというのが旧建設省とか今の土木研とかの式で出されていて、アセスとしてはそれを使うしかないかなという気はするんですけれども、基本的に物理現象としては振動の最大値の減衰とかですね、そういう1つの波形の事象を見ないといけないと思います。いきなり統計量のL10を予測すると、それはちょっといかがなものかなと思うんですけれども、実状、そういうL10を最終的には変動する振動の場合には予測しないといけないんですけれども、間欠的にボンとくるような振動については最大値を予測しなさいということになっているので、そのあたりはやはり振動規制法の振動レベルの決定の仕方に従って出してほしいなというふうに思っています。その辺は予測式のほうの不備みたいところがあって、L10で予測をするという式を使わせていると、これはちょっと仕方ないところじゃないかなというふうには思いません。

ただ、振動レベルを決定するときには振動レベルの時間的な変動を見てピークで評価すべきなのか、

L10でもいいのかというあたりは少し頭の中に入れて処理していただきたいというふうに思います。

○山本会長 これは事後調査はやるんですけど、今のは建設機械でしたっけ、それとも工事用車両でしたっけ。

○国松副会長 全般ですね。

○山本会長 全般ですか。

○国松副会長 はい、振動の調査についてはそうです。事後調査についてはやらないというふうに。

○山本会長 工事用車両の振動は。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） 事後調査のほうは計画はしておりません。

○山本会長 わかりました。

指針というのがあって、それに沿って事業者が予測、評価をしているので、指針にもちょっと問題あるかもしれないので、それはまた見直しのときに議論していただくことにしたいと思いますが、国松委員が言われたように環境保全上大事であれば、その辺はちょっと今後とも十分注意していかないといけないという認識を持っていただきたいというふうに思います。

ちょっと待ってくださいね、池本委員がいっぱい意見を持っていらっしゃるんで、ほかの方を先に。

○石田委員 一般市民みたいな質問で申しわけないんですけども、振動とか騒音とかって何うと、どこの誰に対する被害なのかというのが気になるんですけども、何かそういうことが余り書いてないような気がするんですね。私がかかわっている場所によっては、一番近い住宅ですとか、そういった対象があるんですけども、工事現場のそこにいる作業員の方の健康とかじゃないですよ、少なくとも。だから、そこが何かちょっとよく私が聞くとわからないんですけども、最大値が問題になることもあるだろうし、住宅なんかであればやっぱりずっと続いているようなものは非常に累積で影響を受けるというものもあるだろうし、ちょっと委員としてよりは市民としての疑問なんですけれども。

○山本会長 これは事業者から答えてください。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） 保全対象となるのは事業地周辺の現在住んでいる住宅地ということになるんですが、予測のほうでは敷地境界で予測しておりますので、最大として予測して保全対象である背後の住宅に対しても大丈夫か大丈夫じゃないかという形で評価しています。

○山本会長 よろしいですか。

田中委員のほうは何かありますか。

○田中委員 小委員会のときにも議論をしたものですから、その繰り返しにちょっとなるところですが、土壌の話。今回、水田ということで汚染のおそれは低いだろうということが予想されていますが、そのときに指摘があったのは農地ゆえに農薬あるいは農薬に含まれる不純物、具体的にはダイオキシンという、土壌汚染の可能性がありかなしか。あるいはそれが工事後に近づいてみたら、そっちの対策というのは非常に大きなものになるので、アセスの段階でそのあたりについてどういう状況であったかというのは、もう一度……

○三井共同建設コンサルタント（担当者） 前回とちょっと同じことになってしまうんですが、農地に関する問題なんですけれども、地歴調査のほうでは農地はそういった可能性低いというふうに判断

しておるところですが、実際にそういった問題があるんだという話が小委員会ではございまして、幾つか過去こちらでの調査データがあるかどうかを調べたところ、前回小委員会の方では御説明しましたが、一部の項目だけではあるんですが、水銀とか、そういった項目に関しては溶出試験の結果としては過去のデータでは出ていなかったということもございまして、現在のところ土壤汚染の可能性は低いというふうな判断で考えております。

ただ、これから開発するに当たっては土対法のほうで適切に、地歴からもう一度判断していくということになりますので、実際調査するというよりは土対法にのっとって事業のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○田中 確かにそうですね、土対法の場合、おそれがないと判断された場合に調査がなくなるので、要するにアセスの段階でどの程度できているかという質問なんですね。

○山本会長 これなかなか難しい問題ですよ、小委員会でも随分議論になったので、やはり専門家からこういう意見が出ていますので、その辺は十分配慮していただきたいと思います。

それから、史跡文化財の金子委員は何かございますか。

○金子直行委員 金子と申します。

皆さん非常に自然環境的なもののほうは非常に検討されているかと思うんですが、歴史的環境についてちょっとお聞きしたいんですが、この区画の東側のラインですかね、ここ非常に古い道沿いに区画が区切られていると思うんですが、この道自体、どのくらいの古さの道とかというのはお調べになっておりますでしょうか。

○吉川市（千葉） すみません、確認なんですが、東側の道というのは。

○金子直行委員 この外側のラインですね、東側の。

○山本会長 このスライドの……

○金子直行委員 そのラインですね、その道路。実はですね、その周辺は新田開発で、多分近世の新田開発で開発された部分だと思うんですが、周りに神社とかがございますので、参道、準備書のほうの84ページですか、御覧いただくと、南北に中川が流れていまして、そのちょうど東側に今回の計画地があるわけです。それで、多分恐らく当時ですと、後背湿地、そんなふうになっていたと思うんですが、ここに道がこう結構曲がりながら、直線ではない道がきていますね、これ結構古いんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のところはどうなんですか。

といいますのは、指定されたもの以外で中世ぐらいから通っている、何かそういった石造物とか道祖神みたいなものとかね、何かそういったものがちょこちょこっと辻辻に残っているんじゃないかと思うんですけれども、そういったものは調査されていますでしょうか。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） こちらのあたり、この道路に関して、詳しくは調査をしておらないんですが、いわゆる古地図というか、旧版地形図のほうで古い地図を見ますと、現在の道路と同じ道路が現存で、これ明治ぐらい、昭和初期かそのあたりにもう既にあるので、ちょっとそれ以上どのくらいまでさかのぼれるかまではちょっとできないんですが、それなりに昔からある、集落も張りついているので道路ではないかというふうには思っております。

○金子直行委員 この道路を境にして、恐らく昔の自然堤防というちょっと高盛りがあったところで

すね、その部分に少しずつ集落が発展していったと、多分そういう経過だと。そういうところって、意外と何か残っている場所がありますので、そういったところ加味されているかどうか、そんなことでちょっとお聞きしたんですが、あとちょうど等間隔ぐらいに神社がございますので、そういう神社がどのくらい前にできたのか、そういうことを見ていただくと、大体その土地がいつぐらいに開発されたかよくわかると思います。結構、中世ぐらいまでいったときには史跡が出ますので、恐らくそのぐらいまでさかのぼれば何か残っているんじゃないかなと。直接これが出たわけじゃないのでわからないんですけども、埋蔵文化財はちょっと難しいかなと思うんですけども、でも可能性もなくはないんですけども、そういったところでもしそこら辺が調べてあるならば、一律にそういったものが残るといえば、その辺も少し必要んじゃないかと、少し手当てしてやるというのは必要んじゃないかなと思います。教育委員会のほうに聞いていただくと、いろんなものがあるんだと思うんですけどもね。

○山本会長 今の御意見のことですが、アセス上はあれですけども、工事を実施する段階になったときに、やっぱり今御意見があったように、その辺は十分配慮しつつ、もし何か重要なものが見つかったときには、その辺を配慮しながら工事を進めてもらうというような御意見だと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

11時半まで、あと20分ぐらいになっちゃいましたけれども、池本委員がたくさん意見を持っていらっしゃるの、全部はあれかもしれませんが、専門分野からの立場からちょっと御意見を1つ2ついただいております。

○池本委員 専門の話の一步前の段階になってしまうんですが、意見書や住民説明会で寄せられた意見の様子を教えてくださいというのが1点です。

それと、あとは内容の点で気になることといたしまして、やはり質問意見として出させていただいた29番、30番、そのあたりなんですけれども、私の勝手な想像では騒音・振動に関する御意見もある程度寄せられているのかなということもあって、騒音・振動は割と一生懸命見たつもりなんですけれども、ちょっと29番のところでは夜間が1時間間隔というのが、その前段階では何も触れていなくて、ここで突然出てきます。本事業がそういう条件としてやっていくのか、たまたま予測の条件として設定しているのか、今後の考え方がもしございましたら、教えてくださいというのが1点です。

それから、30番のところでは周辺地域の住宅の場所は対象となっているんですが、この敷地内における住宅ゾーンですね、それが供用後は対象となっていない、車両とかは対象としているかと思うんですが、供用後対象となっていない。その返事として、距離が同距離だということだったんですけども、騒音の話ですと御専門の先生の前でなかなかお話するのはあれなんですけれども、距離だけでなく配置とか方向とかによっても大きく関係する内容なんじゃないかなということで、ちょっとこの見解に対しては納得できなかったなという感じなんですけれども。

それから、37番、これが最後とさせていただきます。悪臭の基準の話ですが、非常に説明が複雑で私も多分5回ぐらい読んでようやく納得できたようなところだったので、このところをもうちょっと一般の方でも理解できるようなストーリーで書いていただきたいというようなことです。

以上です。

○山本会長 幾つか御質問ありましたが、事業者の方からお願いします。

○吉川市（千葉） 説明会の様子から県の環境影響評価の条例に基づきまして、吉川市を含め6カ所で開催をさせていただいています。このうち3カ所については参加者がおりませんでしたので、そのまま中止となりました。ほかの会場で出た意見としましては、本日この会議の場でも出ましたが、地面となったとき最終的にどのくらい上がるのかというような御質問がありまして、やはり1メートル程度ですというような形で同じように回答させていただいております。

また、この地区の特徴でもございますけれども、キタミソウについてもお話が出まして、ここが開発されてそういったものが保全できるような環境になるのかといったような御質問がございましたので、同じような形で移植等の対策をしていきますというような形で回答させていただいております。

そのほかですが、この地区の北側には小学校ですとか、あるいは東側に高校なんかもあるんですけども、そこに近接する部分に産業ゾーンとして工場や製造業等の建物が建ちますので、スカイラインとして景観が維持できるのかといったような御質問もございまして、その辺は地区計画だとかをこれから定めていく中で、地区のルールの中で規制なりをしていきますというようなお話をさせていただいております。

雑駁ではございますが、説明会の様子については以上になります。

○山本会長 あと幾つかございましたね。

○三井共同建設コンサルタント（担当者） まず、御意見の29番に関しまして、これは騒音のほうの予測で産業ゾーンのほうの稼働時間の想定でございます。これは実際まだ進出予定企業というのは決まっていない中で、どう想定するかということで、1つは昼間は確実に操業しているというふうな前提で、あとは夜間については、これは操業しないとするかということもあったんですが、一部やっぱり夜間に操業するというような想定を入れたほうが良いという考えのもとで、24時間ではないですが、夜間も含めた時間を設定しております。これに関しては、実は幾つかこれまでの埼玉県での環境影響評価の事例等で、こういった工業団地等の設定でよく用いられている稼働時間というのを参考にして設定したところでございます。

それから、30番の御質問は、御指摘のとおりでございまして、予測地点でA地点、B地点というのは設定しておりますが、これは主に現況の保全対象、現在住んでおられる方等を対象に具体的な点は設定しておりまして、これからの計画地内で住まれる、こちらの住宅ゾーンに関しては、1つはまず産業ゾーンというのがどんな建物をつくるかということと、住宅自体もどういった配置なり、マンションとか、そういったこともまだ何もない中で、具体的に何かを設定するかというふうな考えではなくて、周辺のA地点、B地点で予測している結果をもとに、現状でそんなに超えることはないだろうというような定性的な判断で考えたところでございます。ちょっと不十分なところもあるとは思いますが。

それから、37番に関しましては、確かにちょっとわかりづらいというのは確かな考えだと思いますので、こちらに関しましては評価書のほうをもう少しわかりやすい表現にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。



○山本会長 ありがとうございます。

池本先生、時間もなくなってきたので、すみませんけれども、またこの後少し意見交換で意見出していただいても結構なんですけれども、今いろいろ御意見いただきましたけれども、この後知事への答申というものと、それから物によってはもう今専門の先生方から御意見いただいたものについては、事務局のほうで指導していただいて、このようにしてくださいというような内容で、それで評価書をつくっていただくという形でいいのかと思いますので、今の御意見を十分配慮の上、評価書のほうに載せていただければいいかと思います。

それでは、もしよろしければ次の議事に移らせていただきたいと思います。

次は、答申の内容の審議になりますので、事業者の方はちょっとこれで席を外していただきたいと思いますので、お願いします。

[吉川市・コンサルタント退室]

○山本会長 では、次に審議会答申の内容をこれから検討することになりますが、この準備書につきましては小委員会、松橋委員長のもと小委員会でいろいろ検討を行っておりますし、その意見が一応まとまっております。

それから、小委員会以外の本日御欠席の先生方からの意見もいただいております、それをもとにして答申案が作成されているということになります。

それでは、事務局からその説明をお願いします。

○事務局（小野） 事務局の環境政策課の小野でございます。

それでは、小委員会の意見の内容、あとは答申案について御説明させていただきます。使う資料は、主に資料1-3、別紙、こちらが小委員会の意見なんですけれども、こちらとですね、全く同じ内容なんですけれども、それを受けまして、小委員会の意見をそのまま現在答申案のほうに移してございまして、それが資料1-4でございます。では、両者同じですので、答申案のほうをですね、資料1-4を読み上げるということによろしいでしょうか。

それでは、資料1-4を読み上げるところから始めさせていただきます。

○山本会長 これは一応、皆さんに見ていただいているのが前提ですね。

○事務局（小野） 一応、メールで事前にはお配りはしてあるんですけども。

○山本会長 特に意見はなかったということによろしいですか、その時点では。

○事務局（小野） 小委員会の意見については、特に御意見なかったもので、今のところは事前にメールでは御意見は……

○山本会長 わかりました。じゃあ、読み上げてください。

○事務局（小野） はい。

そうしましたら、読み上げさせていただきます。資料1-4です。

（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業環境影響評価準備書に係る埼玉県環境影響評価技術審議会の意見について（答申案）。

（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、下記の事項を勘案して環境影響の調査・予測・評価、環境保全措置及び事後調査を検討する

こと。

記といたしまして、1、大気質、騒音・振動。新たな幹線道路の整備は行われない一方で、産業ゾーンへの企業の進出や吉川美南駅東口地区の市街地の整備により交通量の増加が見込まれ、渋滞の発生が懸念されるので、車両誘導等の対策を講じること。特に、主要地方道越谷流山線及び中曽根跨線橋での交通流や交通量の変化に留意すること。

2、低周波音。施設の稼働に伴う低周波音の影響について整合を図るべき基準として、「低周波音問題対応の手引書」における参照値を用いているが、参照値は環境アセスメントの環境保全目標値ではないので、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された科学的知見に基づいて評価すること。

3、土壌。本事業は、農地を市街地に改変しようとするものである一方で、周辺には農地が残されていることから、造成工事等による事業実施区域外への土壌の流出をできる限り抑制し、切り回しをする用水路等への影響を低減すること。

4、地盤。圧密沈下が収束するのに要する期間が最大100カ月と予測されていることから、盛土の圧密沈下の促進を行う場合は事業実施区域の地質を精査し、適切な工法を採用すること。また、採用した工法による圧密沈下の沈下量及び沈下の範囲を予測し、それらを踏まえて工事計画を策定すること。

5、植物及び生態系。希少種の移植先については、ヨシなどの優占による移植対象種の衰退が懸念されることから、継続的に植生管理を行うこと。特に、キタミソウの移植先についてはキタミソウの生育条件が確保されるよう、移植先となっている水路の水位変動に留意すること。

6、動物及び生態系。ホンドタヌキの移動経路については代償措置が計画されているが、その一部が道路などによって分断されているので、棲みかたえさ場がネットワーク化されるように設定すること。特に、道路と交差する箇所については、アンダーパス及び誘導フェンス等を設置してロードキルを防止すること。

7、温室効果ガス。自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの排出量の予測における走行距離の設定が過小になっているので、適切に行うこと。また、吉川市環境保全指針にのっとり、環境保全措置として自家用自動車などの交通量の抑制に努めること。

以上でございます。

○山本会長 ありがとうございます。

小委員会のメンバーからの意見を委員長にまとめていただきましたけれども、何か補足説明等ございましたら。

○松橋委員 資料1-4に関しましては、この説明のとおりです。小委員会のときには、皆さんの御協力をいただいて活発に率直な議論ができたかなと思います。時間内におさめることをしたので、多少言い足りないことももしかしたらあったかもしれませんが、その後も皆さんお忙しい中、意見出していると思います。率直に言いたいことをまとめるということで、小野さんと一緒に作業をして、また御意見いただいて、こういう形になっています。説明のとおりでよろしいと思います。

○山本会長 ありがとうございます。

小委員会のメンバーの方で、補足したいなというのはございますか、特にありませんか。

じゃあ、先ほど池本委員がおっしゃっていたんですが、あれは大気の予測でしたかね、27番かな。

短期平均濃度で現地調査の最多風向を用いているけれども、東越谷測定局は近いと結論づけているので、東越谷測定局の年間最多風向を用いたほうが妥当性があるように感じますという意見なんですけれども、環境保全上、これがとても重要であれば、これは知事への答申意見として出さないといけないと思うんですけれども、その辺ちょっと私では判断し切れないところなので、皆さん方の御意見もちょっと聞きたいなと思いますけれども。

はい、どうぞ。

○石田委員 一般論としてはですね、文言見ても私たち判断できないんですよ。それで、2つの基準があるのであれば、2つの基準でどのくらい誤差があったりとか、推定値が変わるのかということデータを教えていただかないと、多分議論にならないような気がするんですね。多分、後でもちょっと話題になると思うんですけれども、統計手法とかもどんどん進歩していますので、新しい方法をいろいろ入れていくとか、それからやっぱり証拠に基づいて話をするように、もう少ししたほうがよしいんじゃないかなという気がいたします。

○山本会長 ほか何か御意見ございますか。

一応、これはどうなんですか、技術指針に基づいてやられているということは間違いはないんですか、それとも条件設定のところはまだ十分な説明がされていないということでしょうか。

○事務局（小野） そうですね、事業者側としては予測条件として現地の最多風向を採用したということだと思うんですけれども、池本委員の御意見は現地のデータよりも、より豊富な東越谷測定局の気象条件のほうをよく確認したほうがいいんじゃないかという、今のところお考えの相違があるのかなとは思いますが、もし最後おっしゃっていましたので、両者比較の上、よく検討してくださいというような意見の出し方もあるのかなとは思いますが、御審議いただければと思います。

○山本会長 松橋委員は何かございますか、この件について。

○松橋委員 ちょっと詳細なところまでは、なかなかフォローし切れないところもあるんですが、準備書本体の10-17のところ、各測定局の風配図が書いてありますので、現地での風の様子と比較して、不当に濃度が小さく見えるような設定がされているとかいうことがあれば、必ず指摘すべき部分ではあるかと思えます。しかし、そこから先の部分に関しては少し判断が難しいといえますか、どういうふうに指摘したらいいかなということに関しては、まだ考えが至っていないところです。

○山本会長 アセス図書は関係住民にとってわかりやすく書かれているということが前提なので、そういう意味では池本委員の意見が出てきましたけれども、ロジックとしてわかりやすいように書かれている必要があるという意見を尊重しましてですね、ここはこの意見について設定した根拠を詳しく説明することなどとか、あるいはそのあたりを検討の上、評価書を作成することなどですね、この項目について答申案の中に入れたらどうかと僕は思うんですけれども、結果としてわからないわけですよ、今の状態ではね。

ただ、アセス図書としてわかりやすいかと言われると、その部分がわからないところなので、そこ

は明らかにした上で評価書を作成してくださいと、こういうような意見にしたらどうかなと思うんですけども、もし異論がなければ1項目追加させていただいて、小委員会意見のほかに全体意見の中から出てきた意見として、これを知事への答申案に入れていきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。いいですか。

〔異議なし〕

じゃ、文言とかですね、その内容については事務局と、それから池本委員と、それから私のほうにちょっと一任させていただいて、最終的なところについては私のほうで確認させていただきますけれども、ひとまずこの件については意見に入れようということにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

この際、この関係で御発言されたいことはございますか。もう事業者はいませんけれども、一応知事への答申案として追加したほうがいいというのがもしあれば、あるいはですね、答申案ではなくても、事務局から直接事業者にこういうことを指導してほしいということがあれば、承っておきます。

○国松副会長 1ついいですか。地盤のところは気になるんですけども、圧密沈下が終息するのに最大100カ月と予測されているわけですね。それに対して、地質を精査し、適切な工法を採用することなんですけれども、最終目標として圧密度90%以上を確保しないと、この建設工事そのものが、土地区画整理事業そのものがないんじゃないのかなと思うんですが、その期間がどのくらい、どういう工法を使ったら実際に、例えばそうですね、今日の資料の1ページ目の建築工事をする前に圧密沈下が90%以上完了しておかないといけないとすると、これ5年の範囲で90%以上というのを確認しなきゃいけないということになります。この書き方だと工事計画、適切な工法を採用すること、それから沈下量及び沈下の範囲を予測し、それらを踏まえて工事計画を策定することと書いてあって、圧密度90%以上を確保した上で工事をしなさいというふうには読めないんですよ。そのところはどうかと思うんですけども。

○山本会長 事務局はどうですか。

○事務局（小野） 今のところ、何もしない場合は100カ月ということで、これからボーリングをして地質を調査して、そして必要に応じてサーチャージをする、それでも沈下にならないという、ほかの委員の御指摘がございましたので、それでたしかドレーンの工法を必要に応じて採用すると、今口頭では回答、吉川市さんからいただきましたけれども、そういったドレーンか、そういった工法を何か考えているんでしたら、そういった工法をとった場合に沈下に要する期間がどれくらいで、それが先ほど国松委員から御指摘されたように1ページ目の、この彼らが考えているような工事計画というか、全体の事業計画に合うのかどうかと、そういったところをきちんと両者整合をとるようという意思で今のところ書かせていただいているところでございます。

今のところは、準備書では何分100カ月で、具体的にどういった工法をとるのかって何も書かれていなくて、工法も書いていないので、その工法に基づいた予測も当然100カ月のままということですので、既に彼らが考えている工事計画は、事業計画はあるわけですので、そこはきちんと彼らが考えている仮説を調査して、適切な工法をとってもらって、それに基づいて予測を出してもらって、工事計画に合うようにという趣旨でございます。もし、当然彼らが考えている必要な調査、必要な工法で、

もし100カ月が数十カ月におさまっても、工事計画がそれにおさまらないのであれば、工事計画の練り直しが必要になってくるんじゃないかなとは思いますが、今のところはそこところはわかりませんので、とりあえずはまだ必要な調査と必要な評価が予測されていないのではないかとこのころで、まずはそこをしっかりとやってくださいという意味になっています。

○山本会長 具体的にこれをやりなさいということはちょっと書けないので、事業者、アセスというのは実質的な取り組みになるので、事業者側が1つの目標を立てて、その目標に向かっての計画を立てるとのことなので、その計画がまだ未熟であれば、それを明確にした上で評価書をつくってくださいと、そういう意味だろうと思うんですけども、そんなことでよろしいですかね。

○桑野委員 調べてからでないと、なかなか事前に難しいと思うんです。

○国松副会長 調べた結果として、最適な工法がどういうのがあるか、彼らが設定している期間の間に90%の圧密を確保するというやり方というのは、あり得るということですね。

○桑野委員 まあ十分可能だと思うんですけども。

○山本会長 ほかがございませんか。

それでは、ちょっともう時間もまいりましたので、一応この準備書に対しての知事答申につきましては意見追加するというところで御賛同いただいたということにしたいと思います。

なお、答申の文案とかです、それから内容につきましては、これは一任していただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

[異議なし]

それでは、ちょっと時間押してしまいましたけれども、議事の2のほうにまいります。

今度は、ちょっと変わった議事になりますけれども、環境影響評価技術指針の見直しについてという議題になっています。これは今年度の仕事ではないんですけども、現状どうしているかということで、あらかじめ委員の先生方のお知恵を拝借したいということの予告編ですね、そういうふうに捉えていただいて、事務局説明をお願いします。

[サクラ環境センサス]

○事務局(小野) それでは、事務局から資料2-1、こちらのもので、資料2-2というものを使って時間も押しておりますが、説明させていただきます。

こちらに来ていただいたのは、調査会社のサクラ環境センサスの代表取締役の山岸さんと青山さんです。では、着席して説明させていただきます。

資料2-1ですけれども、これは前回の審議会でもお示したものでございます。現在、事務局では技術指針等の見直しを検討しております。技術指針は、環境影響評価の調査のやり方、予測のやり方、評価の仕方というところの細かいところをガイドしているものでございますけれども、その見直しを検討しております。見直しの目的は、資料2-1の真ん中にあります3つの目的で検討しています。今日は、そのうち一番左のほうの最新の技術の内容に更新というところを簡単に御説明させていただきます。

今のところ、一番下のスケジュールなんですけれども、上記の3つの目的に従って見直しのための検討材料の収集について、こちらサクラ環境センサスさんのほうに調査を委託しておりまして、現在、

矢印が右のほうに向かっていますけれども、2月ころの報告書の仕上げに向かって作業を進めているところでございます。

実際には29年度、来年度にその報告書をたたき台にして、上記の3つの目的に従って技術指針の改定について、小委員会を何回か開催していただきまして、見直しについて答申をいただければというふうに考えております。現在は、そのたたき台となる報告書の作成をしております。検討のための材料集めでございます。今日は、3つの主な目的のうちの1つ、最新の技術内容の更新についてですけれども、現在のところこういったところをこの目的に沿って改正すべきかという点について洗い出しをしております、資料2-2を御覧いただけますでしょうか。資料2-2の1ページ目の下のほうに書いてございますけれども、測定方法とかですね、解析の予測モデルとか、あとは環境基準、整合させるべき基準とか、その辺のところは最新のものになっているかどうかというチェックを主にしております。

その結果、洗い出したものが2ページ以降に書いてございます。多いのは、予測モデルが更新されたとか、あるいは測定方法が改定になったとか、そういったところが多いんですけども、主にごこの中で主なものを上げさせていただきますと、2ページ目の、すみません、一番左端に数字が振ってありますけれども、これは技術指針の該当ページのところでございます。今日、こちらのフラットファイルのほうに技術指針とか指針の手引とか、机の上に配付させていただいております。その34ページに大気質の項目が並んでいるんですけども、その中に今赤字で示させていただいておりますけれども、水銀について加える必要があるんじゃないかということをお示しさせていただいております。水俣条約の関係で大気汚染防止法が改正されまして、施行期日が平成30年4月1日となっておりますので、それに合わせて水銀も1つの項目として、大気汚染防止法の改正に伴いまして、水銀をここの中に入れる必要があるのではないかとということをお示しさせていただいております。

そして、34ページの水銀の下の37ページのところがですね、これは鉄道の騒音・振動のマニュアルが改正されたというものでございます。見直しの多いのは、こういったマニュアルとかモデルの更新があったかどうかというチェックをしているものが多くございます。

次に、3ページ目でございますけれども、これは同じく大気の項目の1つに粉じんというものがございます。技術指針には、今のところ粉じんという言葉でしか記載がないんですけども、実際の県内のアセス事例、実際の実務上はですね、多くは降下ばいじんというものを項目として、指標として調査予測、評価しております、粉じんと降下ばいじんの関係というのを一応解説ということで整理して加えたいなというふうに思っています。ちょっと技術指針の内容と実際、実務のところちょっと乖離がございますので、そこを少しでも埋めたいなという解説でございます。

引き続きページをめくっていただきまして、4ページ目ですけれども、4ページ目の上のほうは騒音のですね、今技術指針ではLeq とかですね、等価騒音のところの表記がありまして、aという、a属性のaが入っていないので、ここは表記を統一したいなというふうに思います。急がせてすみません。

4ページ目の下のほうなんですけれども、103ページ、これは手引なんですけれども、手引の103ページに自動車交通騒音の測定方法についてなんですけれども、今手引に書いてあるのは予測モデルの

ASJRTN-Modelの2003というのが書かれているんですけども、今最新モデルが2013ですので、こういった形で予測のモデルが更新されていけば、その内容に変えたいなというふうに思います。

引き続きめくっていただきまして、5ページですけども、5ページの109ページにですね、低周波音の整合を図るべき基準とか目標の記載があるんですけども、そこに先ほど御覧いただいたように吉川市の低周波音で参照値の意見を書かせて答申をいただくことになると思うんですけども、その参照値について記載を加えておきたいなというふうに思います。先ほど申し上げましたけれども、参照値はアセス上の目標値ではないのというところを、ここで手引のほうに記載をしておきたいなというふうに思います。

同じ5ページ、下のほうの130ページなんですけれども、水質の項目で5ページの一番下に赤字でノルマルヘキサン抽出物質含有量というのを今度新たに入れさせていただきたいなと思います。大腸菌と並んで、このノルマルヘキサンをここで追加させていただきたいというふうに思います。なぜかと申し上げますと、右側に理由が書いてあるんですけども、埼玉県環境保全条例では指定土木建設作業の場合は基準がございまして、SSとPHとノルマルヘキサン抽出物質含有量というのがありますので、この3つの中で一番最後のノルマルヘキサン抽出物質が一応今のところ書かれていないので、それをここ、アセスの先ほどの吉川市さんのような土地区画整理事業、いろんな造成工事がありますと、当然こういった土木工事がありますので、ここに書いておいて、事業者側には必要に応じてこの項目を選ぶようにお示ししたほうがよろしいのではないかとということで書かせていただいています。

以上でございまして、このように今も見直しの材料を抽出してございますけれども、ちょっと虫のいい話で恐縮なんでございますが、委員の皆様のそれぞれの専門領域でふだんアセス図書等、こういった技術指針御覧いただいていると思うんですけども、その中でちょっと気になったところとか、ちょっとおかしいとか、ここ古いなというところがございましたら、この後メールで御案内しますので、2週間ほどの時間で様式のほうをメールでお送りさせていただきますので、こういった資料2-2のように御意見をですね、ポイントをお示しいただければ、ありがたいというところでございます。是非、その内容を取り入れて報告書をまとめまして、来年度それをたたき台に技術指針と手引、それには放射性物質の指針も、温室効果ガスのマニュアルもございますので、そういったところも含めまして改定作業を考えております。答申を是非いただければと、来年度考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本会長 ありがとうございます。

一応、予告編ということなので、実質的には来年度から細かく見ていきますけれども、今、小野さんからアナウンスありましたように今の指針、古いんでしょう、かなり。

○事務局（小野） そうですね手引のほうは2010年度でございまして、6年間、抜本的な見直しはしていないというところがございますので、ここでさせていただきたいなと思います。大事な技術指針でございますので、技術内容ですので、やはり日々刻々更新されますので、情報のほうは、それに合わせていきたいなというふうに考えております。

○山本会長 はい、わかりました。

ということで、メールも配信されるようですけれども、現状の技術指針で気がついたところ、これは古いなというところがあれば御指摘いただいて、どういうふうに変えるかというのは、また事務局のほうで案を出していただいて、それを来年度議論していくというようなことですね。

それから、もう一つの情報としては、環境省の環境影響評価課のほうで環境影響評価の技術指針かな、それがこの12月末に出るはずだったのが出なくて、今年度の末にちょっと延期されていると。これは生活環境と、それから自然環境、この2つだと聞いておりますけれども、それも大きな参考になるということですので、それを見つつ埼玉県技術指針のほうの見直しをしていきたいと、そういうことでよろしいですかね。

○事務局（小野） そのとおりでございます。

○山本会長 この際、何か今何か言っておこうというものがありましたら、お聞きしますけれども、もう時間も。

はい、どうぞ。

○石田委員 環境省の指針をちょっと私存じ上げてなくて、まだ公表はされていないものですかね、何かの形で参考に見せていただくことはできないんですか。

○事務局（小野） 必ず公表はされるはずですよ。

○石田委員 ただ、私たちが意見言うのは2週間ですよ、今から。現時点で見せていただかないと、そこにはちょっと反映させられないので。

○事務局（小野） そうですね、2週間ですので、今現時点で委員の皆様の御意見の中で、お気づきの点があれば、それを反映させていただきたいということでございます。もちろん、今後技術ガイドが出れば、国のほうのそういった資料が出れば、それも大きな来年度の改定作業に当たっての参考資料に当然なってくると思います。

○山本会長 よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○国松副会長 この技術指針手引を見て、古いところがないか、意見を言うということですよ。指針の手引は委員の皆様には渡っていますか。

○事務局（小野） 前回、6月に1度お配りをさせていただいております。ですので、そのときに委員の皆様のお自宅か仕事場にあるんですけども、もしあれでしたら、もう1回送付させていただきます。

○石田委員 それはホームページか何かに載っているんですか。

○事務局（小野） いずれも埼玉県の環境影響評価のページにありますので、そちらからもダウンロードすることはできます。

○山本会長 ということで、大体この辺で締めさせていただこうかなと思いますけれども、傍聴の方ももういらっしゃらないですね。

じゃあ、この辺で議事のほうは終わらせていただきます。事務局のほうで一番最初の部分、ちょっと足りない部分がありましたので、お任せいたします。

○司会（森田） それでは、岡崎副部長が今まいりましたので、すみません、冒頭予定の御挨拶をで



すね、最後でございますが、させていただきたいと思います。

○岡崎環境部副部長 大変申しわけありません、本来であれば環境部長、また冒頭からこちらのほうに御出席をさせていただきたかったのですが、ちょっと予算の関係で急遽知事審査が入ってしまいましたので、冒頭には間に合いませんでした、大変申しわけありませんでした。

本日は、委員の皆様方におかれましては、本当に多忙な折、また活発な御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。このたび、また井上真紀様におかれましては、新たに委員として本当は委嘱状もお渡ししたかったんですが、大変申しわけありませんでした。今後、専門的な御知見から御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、先ほどからお話が出ていますように、技術指針につきましては大きな改定になりますので、最新の技術動向や制度改正も踏まえた上で改定をしていきたいと思っておりますので、どうぞ御意見等を賜ればと思っております。

また、埼玉県では今こういった5か年計画というのも今策定をしております、これが29年度から33年度の県の基本になる計画です。さらに、環境部的には、この環境部門の5か年と連動した環境基本計画というのをやはり見直しになりますけれども、今つくっております、今計画的なものを裏づけをもとに予算作業をさせていただいているといったことになります。

また、今後とも山本会長をはじめまして、委員の皆様には引き続き御指導を賜りたいと思っておりますので、是非ともよろしく願いいたします。

大変、こんな後から来て申しわけないんですが、以上をもちまして皆様方の御健勝と御発展を御祈念申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

○司会（森田） それでは、最後に事務局からの御連絡等をお話して終わりたいと思います。

委員の皆様、長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございます。事務局から今後の審議会のスケジュールについて御連絡をさせていただきます。

来週になりますが、2月7日火曜日には吉見町にごみ処理施設を建設する予定がございます。その第2回の小委員会を開催いたします。また、同じく2月16日木曜日には、これは和光市の土地区画整理事業の第1回の小委員会を開催いたします。和光市の小委員会につきましては、開催通知を近日中に発送させていただきます。小委員会の皆様には日程調整等々お願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

なお、先ほど出ました冊子の技術指針につきましては、また電子データ等でお送りさせていただきますので、本日はこのまま置いていただいても構構だと思っております。重いので大変恐縮でございますので、そんなような対応をさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

午前11時55分閉会